

事業目的別にみた主な融資制度

こんなとき、こんな条件で
ご利用できます。

ここに掲載されている事業や融資制度は主なものです。
このほかにも利用できる事業や融資制度がありますので、ご相談ください。

資金の使いみち	主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済据置期間(以内)
効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善			
<ul style="list-style-type: none"> ●農地などの取得 ●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ●償還負担を軽減するための農業負債整理資金 	(認定農業者の方) 農業経営基盤強化資金 (略称:スーパーL資金)	25年	10年
	(その他の担い手の方・集落営農組織) 経営体育成強化資金	25年	3~10年
	農業改良資金	10~12年	3~5年
<ul style="list-style-type: none"> ●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入、育成費、施設のリース料 ●立ち上がり期に必要な資材費、農業費などの初度的な経費 	農業改良資金	10~12年	3~5年
<ul style="list-style-type: none"> ●農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費 	農林漁業施設資金 (略称:スーパーW資金)	10~15年	3年
事業再生による農業者の再生・整理承継			
<ul style="list-style-type: none"> ●事業の再生に必要な資金 	経営体育成強化資金	25年	3年
環境保全への取組、生産基盤の整備や地域振興			
<ul style="list-style-type: none"> ●家畜排せつ物処理施設の整備 ●バイオマス利活用施設の整備 ●太陽熱、地熱利用による発電施設などの整備 	畜産経営環境調和推進資金	15~20年	3年
	農林漁業施設資金 (環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設)	15~20年	3年
	農業基盤整備資金	25年	10年
<ul style="list-style-type: none"> ●用水路、排水路、農道の整備 ●ほ場、牧野の整備 ●農業集落排水施設の整備 	担い手育成農地集積資金	25年	10年
<ul style="list-style-type: none"> ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●農産物の処理加工施設の整備 ●トラクターなどの農機具の取得 	振興山村・過疎地域経営改善資金	25年	8年
<ul style="list-style-type: none"> ●農作業受託に必要な農機具の取得、農舎の整備 ●施設の稼働に関連する経費 	農林漁業施設資金(アグリサポート事業)	10~15年	3年
セーフティネット機能			
<ul style="list-style-type: none"> ●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●被災した生産設備の復旧 	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~25年	10年
ベンチャーなど新規事業育成			
(新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための) <ul style="list-style-type: none"> ●農産物の生産施設や機械の取得 ●農産物の加工販売施設の整備 ●試験研究施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費 	農林漁業施設資金(特別振興事業)	10~15年	3年
	資本的劣後ローン	18年固定	8年固定
農業融資			
適切な森林整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●人工植栽、天然林の改良 ●下刈、間伐などの森林の保育管理 ●造林用機械の取得 ●林道、作業道の開設・改良 	林業基盤整備資金(造林・林道・利用間伐)	20~55年	3~35年
	森林整備活性化資金	30年	20年
林業の担い手の経営改善			
<ul style="list-style-type: none"> ●造林のための土地、林地の取得 ●分収林の取得 	林業経営育成資金	20~35年	20~25年
地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●林産物の処理加工施設の整備 ●林産物の流通販売施設の整備 ●素材生産施設・機械の取得 ●森林レクリエーション施設の設置 ●集会施設などの設置 	振興山村・過疎地域経営改善資金	25年	8年
	林業構造改善事業推進資金	20年	3年
	農林漁業施設資金	15~20年	3年
	中山間地域活性化資金	15~25年	3~8年
セーフティネット機能			
<ul style="list-style-type: none"> ●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●復旧造林、林道の復旧 	林業基盤整備資金(災害復旧)	20年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●被災した生産設備の復旧 	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~20年	3年
林業融資			

資金の使いみち	主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済据置期間(以内)
漁業の担い手の経営改善			
●漁具、漁船漁業用施設などの整備 ●漁獲物の処理加工施設の整備 ●漁業経営の改善に必要な長期資金 ●養殖用施設・作業船の整備	漁業経営改善支援資金	15年	3年
●漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置	漁船資金	5~12年	2年
水産資源の適切な管理と持続的利用への取組			
●漁場の改良・造成 ●種苗生産施設の設置 ●漁業環境保全のための施設の整備	漁業基盤整備資金(漁場整備)	20年	3年
漁村環境活性化			
●漁港施設の整備 ●漁業集落排水施設などの整備	漁業基盤整備資金(漁港整備)	20年	3年
セーフティネット機能			
●負債整理資金	漁業経営安定資金	15~20年	3年
●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~20年	3年

安全・安心な食品の安定供給への取組			
●食品製造過程の管理の高度化のための施設の整備など	食品産業品質管理高度化促進資金(略称:HACCP資金)	15年	3年
●基礎食料素材の生産、食品残さの再資源化、食品の流通対策、新規事業の育成に必要な施設の整備 ●米粉の新旧用途への利用の促進に必要な施設の整備など	食品安定供給施設整備資金	15年	3年
原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携			
●中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発またはその成果を利用した製造・加工・販売施設の整備 ●需要を開拓するための展示・販売施設の整備	中山間地域活性化資金	15年	3年
●米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など ●他の農産加工業への転換のための施設の整備など ●生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など	特定農産加工資金	15年	3年
●いわし、さばなどの水産加工施設の整備など	水産加工資金	15年	3年
●米、みかん、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など	新規用途事業等資金	15年	3年
●飲用牛乳の処理施設の整備 ●乳製品の製造施設の整備 ●牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備	乳業施設資金	15年	3年
●農工商等連携事業を実施する中小企業者や六次産業化法により農家の経営改善を支援する中小企業者が整備する施設の整備など	農業改良資金	12年	5年
農畜水産物の流通システム整備			
●卸売市場、場内業者施設の整備 ●生産者と食品製造業者が提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備 ●生産者と食品販売業者が提携して実施する食品流通システムの整備	食品流通改善資金	15~25年	3~5年

1 融資の限度額について

- 融資対象事業に対し、お客さまが負担する額の30~80%を上限に融資することとしています(一部、例外もあります)。
- 融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。

2 融資の利率について

- 利率は金利情勢によって変更することもあります。融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です。(資金によっては融資後10年経過することに利率を見直す方法も選択できます。また、林業融資において、融資後20年経過ごとに一律利率を見直す制度があります。)
- 資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。
- なお、最新の金利は日本公庫農林水産事業のホームページ(<http://www.jfc.go.jp/a/>)でご覧いただけます。

3 ここに掲載した融資制度の一覧は、各資金の主な内容を記載したものです。詳しい内容については、お近くの日本公庫支店(農林水産事業)または最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

さまざまな災害への対応

自然災害等により大きな影響を受ける農林水産業を支援します。

災害対応資金

資金名	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業施設資金(災害復旧)
資金の使いみち	経営の維持安定に必要な 長期運転資金	農林漁業用施設の復旧
融資限度額	600万円 【特認】年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の 3/12以内	負担する額の80%又は1施設当たり300万円(漁船 は1,000万円)のいずれか低い額
返済期間(以内)	10年 (うち据置期間3年)	15年 (うち据置期間3年)

東日本大震災の影響を受けた方々への支援

(1) 平成23年度補正予算(1次)成立に伴う震災特例(罹災証明が必要)

1. 返済期間・据置期間の3か年延長	全資金(農業改良資金及び担い手育成農地集積資金を除く)を対象に措置				
2. 実質無利子化	利子助成機関からの利子助成により、一定期間(最長18年間)貸付利率を実質無利子化				
3. 実質的な無担保・無保証人融資	原則として以下のとおり 【担保】融資対象物件に限る(運転資金の場合等は不要) 【保証人】個人:不要、法人:代表者のみ				
4. 融資限度額の引き上げ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>農林漁業セーフティネット資金</th> <th>農林漁業施設資金(災害復旧)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,200万円 【特認】年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の 12/12</td> <td>1施設当たり1,200万円 (漁船は7,000万円)</td> </tr> </tbody> </table>	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業施設資金(災害復旧)	1,200万円 【特認】年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の 12/12	1施設当たり1,200万円 (漁船は7,000万円)
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業施設資金(災害復旧)				
1,200万円 【特認】年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の 12/12	1施設当たり1,200万円 (漁船は7,000万円)				

(2) 既存制度による支援の一例

平成23年度補正予算(第1次)で措置された特例以外にも、既存の制度が活用できます。貸付当初5年間実質無利子となるスーパーL資金について、経営状況に応じて3千万円までは実質的な無担保として迅速かつ弾力的に取り組みます。

<スーパーL資金の無利子化措置の概要> (※1)

対象となる方	認定農業者(農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた方)
資金の使いみち(例)	出荷制限等による影響を軽減し、経営改善するための長期運転資金 など
無利子となる期間	貸付当初5年間 <small>(※2)</small>
融資限度額	個人1億円、法人3億円 ただし、それぞれ500万円以下の融資は実質無利子化の対象外
返済期間(以内)	25年(うち据置期間10年)
対象となる融資	平成24年3月31日までに当公庫が融資決定したものの

(※1) 都道府県、市町村の利子助成の条件等によっては無利子とならない場合があります。

(※2) 貸付当初5年間の金利負担軽減措置は、毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであり、予算の状況によっては、利子助成の内容に変更が生じる可能性があります。

平成23年度からの新たな融資制度（トピックス）

■ スーパーL資金の実質無利子化制度の継続

農産物価格の低迷、資材価格の高騰、就業者の高齢化、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生など、農業をめぐる厳しい情勢の下、生産拡大などに意欲的に取り組み、経営改善を図る認定農業者の経営を支えることを目的として、スーパーL資金の実質無利子化制度措置が継続となりました。

● スーパーL資金の無利子化制度の概要

対象となる方	認定農業者（農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた方）
対象案件	平成23年4月1日から平成24年3月31日までに当公庫が融資決定した案件
資金の使いみち	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金等
融資限度額	個人 1億円、法人 3億円 ただし500万円以下の融資は実質無利子化の対象外
返済期間（以内）	25年（うち据置10年）
無利子となる期間	貸付当初5年間

■ チャレンジ性のある取組みを支援する農業改良資金の融資限度額を引上げ

農業者や認定中小企業者が、新たな生産方式の導入などチャレンジ性のある事業に取り組むことを支援する無利子の農業改良資金について、大型の投資にも対応できるように融資限度額が引き上げられました。

● 農業改良資金の融資限度額引上げの概要

	平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から
個人	1,800万円	5,000万円
法人	5,000万円	1億5,000万円

※ 限度額とは別に融資率について定めがあります。

■ 農林漁業セーフティネット資金の融資限度額を引上げ

経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する農林漁業セーフティネット資金について、災害や社会的・経済的な環境が厳しさを増す農林漁業者を支援するため、融資限度額が引き上げられました。

● 農林漁業セーフティネット資金の融資限度額引上げの概要

	平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から
融資限度額	一般：300万円 特認：年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の3/12	一般：600万円 特認：年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の3/12

■ 六次産業化法に基づく共同利用施設の取得を特利で支援

農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の改良や取得に必要な資金を融資する農林漁業施設資金（共同利用施設）について、六次産業化法に基づく事業に対する特利の設定およびバイオマス利活用施設に対する特利の適用期限延長の措置がなされました。

事業	特利	適用期限
六次産業化法に基づく事業 （認定総合化事業計画に基づく事業）	1.60%* （一般1.65%）	—
バイオマス利活用施設	1.60%* （一般1.65%）	平成28年3月31日

※ 平成23年4月20日現在